HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	井伊直弼試論～幕末政争の一断面～（中の二）
著者	菊地，久；KIKUCHI，Hisashi
引用	北海学園大学法学研究，58(2)：119-151
発行日	2022-09-30

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

論　説

井伊直弼試論
～幕末政争の一断面～（中の二）

菊地久

序　蝦夷地分領化を手掛かりに
一　阿部正弘病没以降
二　井伊直弼大老就任（以上『北海学園大学五〇周年記念論文集』）
三　幕府権力の内で、枢機の掌握へ（『北海学園法学研究』第五三巻第四号）
挿入項　「水老公」主従と井伊・上（本号）
〃　〃　・下
四　幕府権力の内で、「御用」と「暴政」
五　藩際社会の中で
結　大獄に関連して

挿入項　「水老公」主従と井伊・上

遠回りついでに別の門扉、井伊のサイドから「隠謀」「悪謀」方の本拠と目された水戸徳川の戸口から入ってみたい。

過度に振れて挿入の項立てとなったが、これにより何を見ようとするかは末尾で触れる。

さて、大老井伊の「暴政」から二年強遡って安政三年の四月末から五月初め、『藤岡屋日記』は「水戸屋形毒害一件」と題して同藩で相当数の藩士処分が行われたことを記す。結城寅寿の処断で知られる一件で、藩の評定所からは国元の「寅寿事」結城新蔵に「一代御預」で幽閉中であるにも拘わらずひそかに「同意之者」に通じたとして「死罪」「切腹」、他に江戸藩邸の奥医師であった一名が「結城寅寿同意之旨受継」いで「万一」に備え「毒薬調剤」したとして「斬罪」を申し渡された。これらを手始めに一斉処分が行われ、結城の家督を受けついだ子が連座で闕所揚屋入り、さらに門閥上士から中下士、在村郷士や元郎党に及ぶ三〇余名が結城に「同意」して様々な「奸謀」を働いたとして下獄・隠居謹慎・家禄削減、その他没後追罰等の処分に付された(1)。

実は、藩士処分はこれだけではなかった。一月にかねて監視の結城派有力メンバーが「出奔」し、これにより縁者や配下軽輩、村方の者三〇余名が幽閉あるいは取調入牢となる(2)。以後の探索は思うにまかせず、やがて四月五月の一斉処分につながったが、一二月にようやく「出奔」メンバーの剣戟をともなう捕縛となり、翌四年八月に当事者三名が「斬罪」、他に共謀を疑われた五、六名が下獄・謹慎・家禄削減等にいたる(3)。獄中死もあり、明らかに世上で知られる以上の騒動であった(4)。

『藤岡屋日記』に国元を中心とする右の始終の言及はない。ただその代わりというべきか、四月五月の処分に続けては江戸市中への思わぬ波紋が語られる。水戸親戚筋の連枝複数や附家老らが事件を受けて夜分ひそかに小石川の上屋敷を訪ねたらしいが、その大名駕籠の一行を目撃した者たちが「夜中之行列珍敷故」にひどく驚き、おまけに灯火を吹き消して暗闇に紛れ門内に駆け込む様子に目を疑って「水戸家ニてハ、大勢人を殺せし故ニ、其怨念の幽霊行列致し」と噂しあったという。以後も雨中に烟って「霧の如く」、あるいは足元が見えず「空中を通行」する行列の目撃談

が続き、幽霊話にはいかにもの尾ひれがついて市中に広がっていく。こうして梅雨時から夏場へと「夜明かしニ見物群集致し」、近場の橋筋河岸筋の客商売は飲み食いの小商いを中心に「大仕合せ」「大繁昌」であったという。[5]

この逸話は、案外、事の真相を穿つものかもしれない。市井の人々は御三家定府の権高な上屋敷を見遣りながら惨酷さに眉をひそめて幽霊話をし、やがて無遠慮な物見遊山で不信と揶揄の心持ちをあらわにした。そう解釈できるのであって、現に水戸の内紛に関わって藩当局に通じた橋本左内の日記を追うと、どうにもそう思えてくる。隠語混じりの簡略な記述から浮かび上がってくるのは、常識的な少数意見を押し切って断行された一挙の粛正である。

三年一月の「出奔」騒ぎ以降「水老公」斉昭とその周辺の主流派有司は「姦党」結城派の先行を疑い、三月に入って脱走を「扶助致候者」を中心にその党与を内済で処分しながらなお焦慮がおさまらず、[6]やがて四月を迎えては左内が日記に刻む以下の運びとなる。六日「書后原田八兵衛来訪、内話。安島持重之説ハ全水府より上邸有司之想像なりと申事。諸有司一統既ニ決心致居、調書も粗出来上り候と申事」、一五日「原八ヲ訪ふ……寒黨書痴（姦党処置）愈確定、諸有司十七日八日之内ニ歸國と申事」、二〇日「菊池為ヲ訪ふ……奸處智（姦処置）之事粗高橋より承及候由」[7]。当面の様子見を促す「持重之説」、「奸謀」には未だ確証がなく、なお「上邸有司之想像」にとどまるという判断は無視される。極刑を視野に入れて評定所送りが企図され、もはや真偽を問わず事前に「調書」が作成されて一気の決着がはかられた。後年、目付として刑の執行に立ち会った者が「結城はどうしても生して置てはおけぬト言う根元が已に定りて罪案を造りしやうなり」と漏らしていたが、[8]その言葉通りの成り行きであった。

処分は明らかに虚偽を孕み、司法司直を便利使いするに等しい。程なくその理不尽を示唆する「話」が聞こえてくるのは当然であった。日記五月一一日の条には「菊池為来る、結罰（結城処罰）之話、刑を拒ミ候話、同謀を怨候話」とある。[9]無論、悪評が広がることは避けがたく、江戸市中への波紋はその予兆にすぎない。秋口を迎える頃、国元福

井に戻った左内は「近来ハ悪事取沙汰甚敷相成候様子」[10]と記し、事情に通じた『藤岡屋日記』もやがて別件への言及でその変調を伝えることになる。粛正からほゞ一年後、既出の鈴木藤吉郎の来歴を記す中で水戸藩への出仕に触れ、早々に暇乞いした経緯を「水戸屋形毒害一件ニ付、大勢御仕置有之、其後隠居も不評判ニ而一向ニ登城も無之様ニ相成候ニ付、最早行止りなりと早くも藤吉是（ママ）を見限りて」と括るのである[11]。

以上を踏まえて数年降る大老井伊直弼の施政、わけてもその内政に目を向ける時、そこに一定の輪郭をもつ稜線が浮かび上がってくる。視線の先には政治的な対応において相似もしくは近似の「暴政」があり、当座水戸で「持重之説」を主張した安島帯刀やその紛擾に巻き込まれた橋本左内が理不尽を強いられる。そして手前足元から其方を見渡せば、いざとなれば無理押しを厭わぬ双方が意見や利害を別にして対立をエスカレートさせていく経緯が横たわる。既にそれなりの因縁があって、互いに不信と憎悪を募らせていたのである。

実をいえば、政治的な対応のパターンは似通っていてもそれぞれの配役、挙措手配りはかなり異なる。その違いは、やがて両者が正面切って対峙する中ではっきりしてくる。この点をも含みとして、以下、右の稜線をあらかじめ押さえておきたい。井伊の大老就任から二ヶ月、その枢機掌握までを〈永田町の政治〉ならぬ〈千代田城の政治〉として追ってきた本稿は、これにより視野を今一段広げて以後の一年九ヶ月に臨むことになる。

敵対して相手の出方次第で優劣が入れ替わるなら互いの不安と疑念はつきることがなく、「この相互不信 diffidence of one another から自己を安全にしておくには、だれにとっても、先手をうつこと Anticipation ほど妥当な方法

はない[12]」。これは争いを人の自然状態と見た先哲がその成り行きを語っての一節だが、このような自己保全のための手出し早手回しは必ずしも自然状態に限らず、争いがあれば何処にでも現出し、とりわけ既存の制度が動揺して状況化が進行しはじめると逐次頻発するものだろう。

双方の対応に相似もしくは近似を見るのは、この点と関わる。いずれにおいても右の動きに行き当たるのであり、水戸についていえば主流派有司が「姦党」の「出奔」に虚をつかれ、もはや「奸謀」の真偽如何を問わず粛正に踏み切ったのは、後手にまわることをおそれて先手を打ち、あるいは同じことだがおのれ有利のうちに上手から出て党争を制しようとしたからに他ならない。後に述べるように、その無理押しは幕府枢機や周辺の溜詰譜代の動きとも関係して入り組んだ経緯をへている。しかし、それ自体としては単純で、権力を保持する側が党派友敵の弁別に拠って臆断と速効の選択を行ったにすぎない。大老井伊直弼の強圧政治も、あり様としては似通ったものであったろう。

井伊は幕府枢機の過半を押さえて一橋派の有司や諸大名の排除を本格化させ、それとともにとりわけ「水老公」主従の圧服に急となる。やがて朝廷に及ぶその「暴政」が相手方の「隠謀」「悪謀」の憶測に根差していたことは周知の通りである。だが、「隠謀」「悪謀」個々の真偽は定かではなく、わけても「水老公」斉昭による朝廷への攘夷入説に関してはそうであり、従来は誤認もしくは曲解に近いことが指摘されてきた[13]。しかし、わずかに引きで見れば、井伊のサイドにとって謀略の真偽如何はあまり意味を持たなかったことが分かる。いずれ明らかにするように、「隠謀」「悪謀」はその真偽如何よりも敵と見た相手がそうした選択肢を持つという点で看過できないのであり、当方不利もしくは先行き不穏と判断すればそれだけで後手を嫌って先手を打ち、あるいは上手から出て押し潰すような処分につながっていた。臆断と速効の選択がなされという点で水戸の粛正断行とさほど違わない。

当然だが、既存の合議分掌の仕組みの中でこのような無理押しがたやすかったわけではない。虚偽を厭わず力ずく

で政敵を排除するというなら、目先の安心や局面の打開には有効でも四囲の悪評は避けがたく、相互の反目や全体の分断は深まって先々の統合はむずかしくなる。そのリスクは事後にあらわになるが、これを待たなくてもたやすく察しのつくことで、そのために事前の異論もまた根強い。事なかれの気風を併せ考えれば、藩政と幕政とを問わず、合議決定や賛助執行を取りつけるのはよほど手数のかかることだったろう。こうして、水戸の粛正断行には主流派内部の綱引きとそれをへた多数意見の形成があり、これを介した決定実行であったことが窺える。また井伊の「暴政」には上からの引き回しが目立ち、次第に専制政治への移行といった様相を呈するまでになる。もはや枢機多数を掌握して実務要路の交代をはかるだけではおさまらず、個別の案件ごとに表裏の誘導を試みて異論や不服従にはさらなる入れ替え人事で報い、その繰り返しの中で自身の指示や裁可を仰ぐ態勢を作り上げていったのである。

だが、右の態勢は、脱走の水戸藩士を中心とする桜田門外の井伊直弼暗殺で一挙に崩壊する。そして、その直接行動の謀主となったのは、齢四〇から五〇に及ぶ高橋多一郎や金子孫二郎等、かって水戸の粛正で他の幾人かとともに決定と執行をリードした要路の急進分子であった。巡り合わせというべきだろうが、勿論、偶然の巡り合わせではない。「水老公」斉昭の復権とともに要路に返り咲いた主流派有司にあって、その急進分子はなお主流派が多数とはいえない中で対抗勢力の排除を試み、それとともに郷校の増設等をはかって下士軽輩も在方の帯刀身分へと同調勢力を拡大していった。その動きは、江戸表で斉昭が井伊直弼や松平頼胤ら「溜詰」「溜間一同」上席との競り合いで意外の躓きを見せると藩内粛正の断行へと飛躍し、やがて井伊が大老となって斉昭とその周辺の有司を処分しはじめると今度は頭数を頼んだ集団的抵抗へと向かう。状況化の幕を切って落とすテロルへの突出は、そうした振れ幅の中から派生してきたものであった。

以下、双方の衝突以前、その対立不信の来歴を押さえておきたい。回り道も過度に振れるが、いくつか見過ごされてきた点があり、そうしたい。まずは水戸の粛正前後、幕府枢機の改編を契機とする確執からはじめよう。

開国とその拡大にともなう紛擾が幕府枢機の改編を契機として内政左右の分岐と対立につながったことは、既に老中阿部正弘の病没による堀田正睦主導の補充人事を例としてこれを見た。それは安政四年六月以降の顛末だが、先立つ二年八月以降の阿部正弘による枢機改編も内に波紋を広げたという点では同様で、翌三年にかけての水戸の内紛と粛正はその波間から浮上したものであった。

繰り返しになるが、二つの枢機改編は老中松平忠固（忠優）・松平乗全両名の排除とその再任・昇格を特徴とする。この内、二年八月の両松平排除が一、二ヶ月前の阿部と「水老公」斉昭との往返を通じて固まっていったらしいことは、折からの対外問題審議における意見対立ともども既にある程度明らかにされている。[14] 史料を細かに追うと、後に触れるように実はその往返のかなり前、元年（嘉永七）年の八月前後には枢機に大きな亀裂が入り、二年の年明けには既述の主流派二系列と傍流両松平に分かれる兆候がはっきりと現れていた。だが、この間、主流派二系列の中心であった阿部は斉昭の引き出しもしくは囲い込みを模索しており、その意向を汲んだ動きを見せていたことも確かであった。そして、どうやらこちらの帰結であるかのように、七月の末から八月の初め、両松平の引き籠もりと続く依願免職の前後には斉昭が登城して阿部を督励、慰労するかのような動きを示し、[15] 次いで程なくの八月半ば、後任人事が注目される中で最初の発令となったのが、その斉昭に対する政務参与・隔日登城の「仰出」であった。「海岸防禦筋幷御軍制改正等之儀ニ付、近頃は月々三度登城」にとどまった「水戸前中納言」に対して、「御政務筋」につき「彼是万端御相談之儀も可有之」と老中からの相談待ちではあれその職掌の限定が解かれ、しかも「此後は隔日御登城被成候様」にとペリー来航時と同様の職務励行が促された。[16] あたかも老中後任の代替人事がなされたかのようであった。

こうした展開は、当然ながら反斉昭もしくは両松平につながる諸勢力を動揺させる。溜詰譜代の井伊直弼や松平頼胤がその典型であった。半月をへた八月の末日、参勤交代で江戸に入った井伊は、免職の松平乗全と近かったこともあり、以上の成り行きに「水戸殿氣ニ入らぬものハ忽チ善人も罪セられ、悪人も御氣ニ入候得は段々成上り候様子」と首をすくめ、「水府老公ニは我等もにらまれ居候事ニ而、如何様之サイナン出来も難計」と国元の天台寺院に先々「異變無之」の「祈祷」を依頼する羽目になる(17)。既に彦根発足の直前、在府を続ける溜詰の先任、高松藩の松平頼胤からは枢機の変調が伝えられており、江戸到着の直後には「御示教之旨堅く相慎居候間、御安慮希上候」と慎重を期する旨をしたためる。そして、しばらくぶりの面談を望みながら、相手先高松の上屋敷・中屋敷は神田川を挟んで宗家である水戸藩上屋敷の真向かい見附越し両サイド、「貴君御住居へ参上」を厭うものではないが「指問之筋も難計」、外桜田の自邸に「御来駕希上度」と結ぶのである(18)。

こうした対立不信は、そもそもはペリー来航時の紛議の中で生じていた。その顛末は、斉昭が諸侯諮問に応じた大名上書一通の写しに書きつけた「私批」、「存之外姑息の見込、第一掃部抔の如く海岸固め被仰付候而ハ入費莫大と恐れ候口氣も相見」「此節御譜代大名旗本の論ハ弱く国持始メ天下の物論ハ強く、あちらこちらニて歎息此事ニ候」に象徴的に示されている(19)。右の上書は嘉永六年一〇月に提出されたものだが、その頃は急場の築造がはじまった品川沖台場先行三ヶ所の大名預かりをめぐって綱引きが強まった時期であった。斉昭が「掃部抔の如く」と井伊を引き合いに出して「姑息」をいうのは、その綱引きにおいてとりわけ彼の分担忌避が目立ったために他ならない。幕府の海防掛諸有司はこれまで江戸湾の湾口警備を担当した溜詰譜代を中心とする内陸知行の四藩、彦根井伊と会津・忍・川越松平のいわゆる「御固四家」を内海警備に移してその台場預かりを考え、海防参与で当初反対の斉昭もやがてこれを追認して四藩の石高大小に見合う負担均衡をはかろうとした(20)。だが、当主となって三年に満たない井伊直弼は、ともに

四〇前後と歳が近く「御近親御懇意」[21]でもあった高松藩の松平頼胤と結び、一〇代後半で当主に就いたばかりの会津藩松平容保を巻き込んで[22]溜間定席の三家、いわゆる常溜の大身名門を挙げて台場の築造そのものに反対する意見集約を試みる[23]。そして、容保が躊躇を示す中、遅滞する意見の集約に先立ってその趣旨を阿部に伝え[24]、実質的には台場預かりへの強い牽制を見せていた。結果として彦根は台場の預かりを免れたが[25]、そのために審議に与った斉昭の怒りも避けがたく、近侍の者が耳にしたその憤懣、「格別之御家柄ニも候處、公儀御政事向御構も不被為御平穏之御躰……思召通ニも相成兼、如何事」かは、故意にか、偶然にか、井伊家にも伝えられることになる[26]。幕府との折衝役をつとめてきた同家の重職が、直弼に対してその意見の「仰上」をもっともとしながら同時に「不計他之難を被為引負候様ニ成行可申も難計」[27]と強い不安を示したのは当然であった。

このような不満と不安、従ってまたその相互不信は、翌安政元（嘉永七年）年一月のペリー再来航に際して意見が分かれ、動かしがたいものとなる。対外意見にバラツキがあって斉昭やその周辺に「譜代大名旗本の論ハ弱く国持始メ天下の物論ハ強く」と見えたのは、各藩ごとの危機感や備えの有無遅速が関係していたが、決してそれだけではない。江戸湾の防備が湾口から内海中心となり、市中への脅威が意識されて譜代外様の別を問わない動員がかけられる中で、その先兵と目されたのはやはり「譜代大名旗本」、とりわけ名家大身の多い溜詰の一統で、わけても早くから沿岸防衛に駆り出された「御固四家」であった。こうした事情は、譜代もその有力筋において開国要求への諾否がそのまま自らの危険負担の有無大小につながることを意味し、彼らの対外意見を自ずと抑制的なものとした。既に諸侯諮問に際して「御固四家」は大なり小なり「穏便之御處置」を説き[28]、なかでも井伊は「暫く兵端を不開、年月を経て必勝万全を得る之術計」を主張して開国交易を展望し[29]、会津松平もまた「容保、井伊直弼等と外國の共に和す可くして絶つ可からざる情況を建言」したのである[30]。だとすれば、ペリー再来航で緊迫する中に弱腰を嘆き憤る「水老公」と

の衝突は不可避であった。艦隊が初回の来航時に倍する規模で小柴沖にいたり、一部が川崎辺に進航して積載の舟を下ろし羽田大森沖の測量を行う示威行動に出た時、竣工目前の品川台場や羽田大森辺の防備を担う溜詰の諸侯はもはや「打拂ふべき」を主張する斉昭にその不可を主張して譲ることがなかった。「溜詰松平隠岐守（伊予松山藩・大井村辺分担）井伊掃部頭（羽田大森辺分担）松平肥後守（会津藩・品川第二台場預かり）松平下総守（忍藩・品川第三台場預かり）堀田備中守（下総佐倉藩・藩領千葉郡寒川村集結）と西湖の間ニて夜中四ツ時比迄」議論を重ねた斉昭は、その成り行きを後に振り返って次のように記す。「井伊ニて今戦争ニ成てハ迚も勝事ハ不相成といふより、溜詰ニてハ肥後守計ハ少しく心有りげニ見えたれ共、其外溜詰何レも畳ニ頭を付て打拂の儀ひたすらニ御免ニ致度といへば、勢州（阿部正弘）初も其意ニ成たり、おしき事なりき」[31]。

対外問題をめぐるこうした意見対立はその後もなお継続し、翌二年八月の枢機改編で再燃の気配を示す。斉昭の政務参与発令にわずかに先んじて、争点となっていたアメリカ測量船からの日本海沿岸測量の要請に対する結論が出され、その拒絶及び交渉不調の場合の使節派遣が伝えられる。当然、万一の備えを促す文言が添えられており[32]、井伊はこれを危惧して「手ヲつくし候上ニ右之場所（「御手切レニ相成合戦」）ニ至り候事は致方もなく候へ共、左程迄之御骨折もなく、御手切ニ相成候方ヲ主と致候様成事ニ而は一大事と申もの」と記すことになる。江戸入りの直後、彼は「たへす貝・太鼓・大筒之音のミさハかしく誠ニいやな心持」を強いられており[33]、これまで通りの「穏便之御取扱」を伝える布達になお斉昭の強硬論に引きずられかねない危うさを見たのだろう。

だが、それから程なく風向きが改まる。一〇月に入ってすぐに江戸大地震、混乱が極まる中で老中の跡席に「ランペキ（蘭学癖）」で知られた堀田正睦が再任され、首座となる。ことさらに「ランペキ」を言い立てたのは斉昭だが、海防参与となった際にその所信を述べた『海防愚存』によれば「外夷にはハ勝事不能」「外國へ往来致し廣く交易の道

を通じ候方可然」と説くのが「蘭学者流」で[34]、なるほど諸侯諮問に応じた堀田の意見はこれに近かった[35]。ペリー再来航の際、「西湖の間」の議論において溜詰めの一員として「打拂の儀」を拒んだのは当然であった。その堀田を、阿部は人事をめぐる斉昭とのやり取りにおいて後任老中の候補とし、「愚眼にては大任擔當の人とは不存」と押し返される[36]。だが、結局は自らの腹案に従って手配りしたのであり、これによって疑念にかられたのは今度は当の斉昭、さらに彼に改革絡みの期待を寄せていた親藩や外様の「賢侯」連であった。

「閣中之様子内〃承候得へは、堀田出候而万事心配薄相成候と申向有之候哉ニ承リ申候」とは島津斉彬が松平慶永に伝えた風聞だが、対外政策絡みでは堀田が斉昭への対の重しに他ならず、枢機でそういう話が囁かれたとしても不思議はない。斉彬は続けて「矢張阿（阿部正弘）と牧（牧野忠雅）との所存ニ而無之哉」とし、主流派二系列の協議もしくは双方のバランス感覚から出た人事と受けとめたようである。ただし、重ねては「溜詰より井（井伊直弼）等之内閣中之儀色〃申候故、其為選挙ニ而は無之哉」とも語り[37]、かって堀田と殿席を同じくした譜代有力筋の圧力を疑っていた。同様の疑念は任用に反対して事前に通知のなかった斉昭にはとりわけ強く、その言によれば「兼〃ランペキ故と申、阿も不好下官も不好候處何レよりの建白ニて相成候哉[38]」、こうした思い込みに動かされるまゝに堀田や井伊、高松松平への対抗に向かうことになる。次に大きな躓きが待っていたことは、四ヶ月後の翌三年二月末、水戸の当主である徳川慶篤が慶永に語った斉昭の近況に窺える通りである。慶篤によれば「隠居之登営も近来は従公邊被仰出候迄ハ先登城不被為在候ニとの事ニ而、今に御登城無之、是全く高松井伊之黠謀ニも可有之哉と存候程之事ニ而」であった[39]。

果たして何があったのか。斉昭の対抗は表と裏の両面にわたるが、表の方は外目からも分かりやすい。冒頭に引用した『藤岡屋日記』は江戸城中の諸事にも詳しく、行事褒賞や有司吏僚の任免とともに枢機の出欠動静もこれを逐一記す。遺漏もありうることとして斉昭の「登城」如何を追うと、「隔日御登城」の筈が月を追って間遠になり、彼の「拙老事ハ乍案山子も時々登城」といった皮肉混じりの物言いと重なってくる。しかし、そうした物言いの最後尾は三年一月の下旬[40]、実はこの月の初めから『日記』の記事には「水戸前中納言殿、平川口から御登城」や城中行事に参列の書入れが消え、斉昭自身もまた後に「當正月以来登城も不仕候へバ[41]」と振り返ってその空白を裏づける。年賀儀礼においてさへ不在病欠の慣例に倣って「名代を以、御太刀目録被献之」にとどまり、そのことが「老中披露」されただけであった[42]。前年一二月には一橋慶喜の婚儀が行われ、さらに程なくその異母妹が仙台藩の伊達慶邦に「被仰付縁組」ており[43]、斉昭にとっては初旬に実子の大きな慶事が続いてその間は両三度の「御登城」を重ねていた。だが、中旬からは再び足が遠のき、年明けは諸大名拝謁の式事を欠席して以降も長々と「登城も不仕」、あるいは枢機で一悶着があったのかと思わせる。案の定、これを示唆するように今度は老中首座の堀田が年賀儀礼の一段落した八日に「備中守不快、今日登城無之[44]」、以降二〇日を超える不在となって後に触れるようなザワつきをもたらす。

振り返れば二年一一月の初旬には堀田と斉昭とが交互に「不快」を申し立てて登城せず、おまけに以降は堀田「登城」と背中合わせに斉昭が半月近くの不在、早くも枢機での齟齬を思わせる事態となっていた[45]。年明け一月はそうした顔合わせの敬遠が前月半ばから続いて程なく双方共々の不在にいたり、両者を登用した阿部正弘に改めてどちらを信任するかを問いかけるような成り行きとなる。結果は、一月下旬に数日にわたって「伊勢守（阿部）不快、今日登城無之」、入れ替わり交代で翌月にかけ「大和守（久世広周）不快、今日登城無之」、そうした中でようやく晦日前日に「備中守快、今日登城[46]」、どうやら阿部ー久世のラインが堀田の引き出しに動いたようで、その暗々裡の条件となっ

たのがおそらくは斉昭に対する「御沙汰有之迄御登城ニ不及」という登城停止であった。後に伊達宗城が斉彬から伝え聞いた阿部の打ち明け話は、その大凡を伝えてくれる。阿部の説明では、斉昭が堀田を「厳敷御きめ付」、あるいは「同人へ御挨拶無之儀も折〻あるゆへ堀田も甚不快」となり、「いろ〳〵心痛いたし候得共面倒不絶」、おまけに何事につけ老中執務の「御用部屋へ打合」せをはかることもしないので「不得止申上候迄ハ御控被成候様申上置候」とのことであった[47]。

阿部の説明は、しかし、要点を差し障りのない範囲で伝えたにすぎない。斉昭と堀田や阿部とのやりとり、さらに斉昭が松平慶永や御三家尾張の徳川慶勝に告げた「極密」の話からは、彼が我意をはって「面倒」を持ち込むということの内実が見えてくる。さしあたりの争点は毀鐘鋳砲の一件、斉昭は自らの起案に出るその逐行にこだわり、表立っての強談判は勿論のこと、政敵への疑念にかられるまゝに搦め手からの攻勢を試みていたのである。

斉昭と堀田とのやりとりは二年一一月初旬のもので、斉昭がその書信を直筆の補足を添えて島津斉彬に送ったようだが[48]、これにより両者の行き違いが毀鐘鋳砲の実施をめぐってであったことが分かる。阿部が同調して元年一二月の太政官符引き出しにつながった当該案件は、翌二年の年明けから幕府内部に紛議をもたらし、三月にようやく布告にこぎつけたもののなお実施の見通しが立たなかった[49]。おまけに和親条約の調印が一巡する中であってみれば、次第に切迫感が薄れて建前論の空疎さが目立つようになっていた。六月に山門僧侶の異議立てを受けた日光山東叡山叡山三山の座主輪王寺宮が「御内評之上梵鐘鋳換之儀被仰出候迄ニテ其侭何トナク御延引」を希望し[50]、いわば有耶無耶のうちに軟着陸させることを求めたのはその現れであった。だが、八月半ばに斉昭が政務参与となってはこれを押し返すように実施要領が「仰出」され[51]、今度は一〇月初めの江戸大地震がそれを無理筋へと追い込んでいた。改めて輪王寺宮から異母妹に当たる斉昭「廉中（正室）」に「何卒此上人心種々に不相成様致度……梵鐘の儀何とか御勘考」「篤と

老中へも被仰示候様」にとの一封があり、妻女の筆を介してこれを断ると折り返し「僧侶」らが「さわぎたち」することへの危惧が伝えられることになる。[52] こうした中、斉昭は「御先カラ故堀田ヘモ申談」[53]としてまず首座の彼から実施の言質をとろうとし、「さわぎたち」が予想されては「僧侶ノ気受」を考慮して「公辺ヲ初、国主領主等」にまで銅鉄の供出を促す拡大修正案を持ち出してその返答を求めた。だが堀田が閉口して請けを見送ると、今度は「一向挨拶無之」と憤り、一二月に入って「登城」を再開した際には正面切って問い詰めるゴタつきとなったのである。[54]

それだけではない。右の強談判と並行して井伊や高松松平が絡む陰謀話を周囲に耳打ちしはじめ、搦め手からの攻勢を強めてもいた。斉彬には先の補足で「奸僧」の対抗を告げるにとどまったが、対外強硬論の相方とした親藩の徳川慶勝や松平慶永には藩内の抗争に出て幕府の政変を介する陰謀話を「極密」として書き送る。水戸の「姦党」が「高松の役人に取入、高松と井伊ハ懇意故これをこしらへ阿部初を入かへ候上ニて老中より指圖致させ候て」藩権力の一変を目論んでいるとしたのである。その際、幕府の政変に向けては「奸僧」と連携して宗門筋の「騒動」を煽り、「畢竟ハ拙老阿部の扱不宜故かゝる騒動ニ相成候云〻高松等より申上、拙老初を打抜可申の計策」であるとした。そして、これを裏づける「書付」等を「先日阿へハ為心得見セ候」と言い添えていた。[55] まさにその言葉通りの手配りで、阿部に対しては「久世へ極密御見セハ不苦候」と付け加えてその陰謀話を告げる国元の報告等を転送し、[56] 折り返し「偖々可恐事共ニ有之候、能々相心得居可申候」「世上ノ風聞ハ兎角、奸物ニハ久世小生共目ヲ被付困苦仕候」との返答を引き出していたのである。[57]

右の経緯から明らかなように、陰謀話は水戸の党派対立の中から浮上してきたものであった。国元で「姦党」の監視につとめ、その排除に動いたのは、おそらくこの頃から周囲に「三羽ガラス」[58]と評されるようになった主流派の急進分子、郡奉行の金子孫二郎や高橋多一郎、それに目付で故藤田東湖の妹婿にあたる久木直二郎であった。この内、

郡奉行の面々が江戸上屋敷の有司に送った一〇月半ばの一封には、「姦党」のメンバーが幽閉中の結城に代わって谷田部藤七郎（雲八）を中心に会合や宴席を重ねており、これに久木の「周旋」する密偵を送り込んで彼らの「施策運謀」を探っている旨が記されていた。密偵のさしあたりの「口書」を添付したその書状は、しかし、拾い聞きした政治工作の密告証言だけでは処分に持ち込むことはむずかしく、まずは「黒雲（谷田部）」の出府を許可して陰謀の「実事」をあぶり出すことが必要であると訴えていた。従って、さしあたりは「老公へ御申上之儀ハ御指扣可被下候」と断っていたのだが、どういう訳か「老公」斉昭はこれを目にして得たりとばかり飛びつき、未確認で「懸御目候迄ハ無之事ニ候得共」と断りながらも自ら朱筆で傍点や補足を加えて阿部正弘に転送したのである。(59)

阿部が「いろ〳〵心痛いたし候得共面倒不絶」と語ったのは、このような搦め手からの攻勢を含めてであったろう。「又々極密」にはじまる陰謀話の持ち込みが果たしてどのくらい「極密」であったのか、まして城中でこれ見よがしの振る舞いをともなっていたとすればそれはなおさらである。阿部が陰謀話に「能々相心得居可申候」と返した際、返書の半ばを占めたのは実はエクスキューズをかねた要望で、閣内で個別の接触を求められても固辞するしかなく周囲に誤解を与えるような振る舞いは避けて欲しいということであった。「當節同列共内々何モ意味合ハ無之候得共、再勤ノ者（堀田）モ有之、久世並小生迚モ一人ニテ御逢被仰下候ト何トナク罷出悪キ模様モ有之候ニ付」と書き送ったのである。(60)斉昭を政務参与に堀田を老中首座とする枢機の改編は、斉昭の「極密」を要所に囁くルーモア・ポリティクスめいた、あるいは傍目をはばからず半ばは誇示するようなパフォーマンス混じりの対抗によって大きく脅かされていた。

斉昭の登城停止は、明らかにこれへの対処、枢機の手直しであった。堀田再任からすぐのゴタつきは、年末から三年の年明けへと位階処遇や恩威賞罰、さらに定例の城中儀礼が続く中で一旦は後景に退く。だが、ルーティンが一段

落して堀田に嫌気が兆し、傍目からも「佐倉侯御登城なくて日數経ぬれハ世の間にても彼是おもひいふ事ありて、何とやらん穏やかならず」[61]と見えた時、斉昭「御推挙」を「取計」らった阿部と久世とは[62]、その斉昭の登城停止を含みとして改めて堀田の引き出しに向かう。結果、「備中守快、今日登城」から一〇日後の春二月上旬、三老中の協力提携を喧伝するかのような「遠馬」が挙行された。何時どのように斉昭に「申上候迄ハ御控被成候様」伝えたかは定かでないが、これを内決既定のこととして枢機改編のようやくの滑り出しを告げるように、堀田と阿部・久世の三老中がともに城内西丸を出て下馬札前で轡を並べる。そして、若年寄以下寺社奉行大番頭一部の要路大小名、奥向きから側用取次や同見習、表方から二奉行以下大目付目付その他諸有司がこれに従い、集合した品川本陣で騎乗の供と離れてペリー再来航時の進航経路に沿って海岸伝いを逆走する遠出が行なわれたのである[63]。小柴沖の手前、本牧から渡海して横浜村で「水戸殿御製造御船見置候」をともなった終日の行事であったが、当の水戸徳川、わけても斉昭とその周辺の主流派有司は、これを境にあれこれの憶測に振りまわされることになる。

三年二月も下旬に入ると斉昭の登城停止を受けた水戸の上屋敷では、斉昭の駒込中屋敷「押込」やこれによる藩政要路の一変が噂されるようになる。その「虚説」は「邸中表奥」は勿論のこと、屋敷の外「市街ニ至る迄」[64]、つまりは神田川の橋筋や河岸筋、さらに川向こうの高松藩邸に及ぶ形で広がっていく。そして、これに苛立つ斉昭や周辺の有司は、井伊や高松松平と堀田との連携を疑い、あるいは両者と阿部との城中「内長談之有」に不安を募らせる[65]。「賢侯」連の慶永や伊達宗城に支援要請がなされ、橋本左内等が深入りする所以であった[66]。

では、井伊や高松松平にとって堀田の老中再任はどのような意味を持ったのか。また、両者に対する阿部の対応にはどのような含みがあったのか。このように問いかけて浮かび上がってくるのは、「水老公」主従の憶測とはかなり違った光景である。わずかに詰めれば、阿部の対応はなお譜代有力筋を使役動員するかのようであった。

堀田の再任についていえば、それが元席溜詰に意見や利害を反映させる期待をもたらしたことは見やすい。二年暮れの位階処遇や恩威賞罰にその一端が窺えよう。一〇月の震災被害からほゞ一ヶ月、堀田が斉昭との軋轢に悩まされはじめた頃に元年四月炎上の京都御所再建完了が伝えられる。それは、とりわけ井伊にとって費用分担のシグナルであった。ペリー再来航時の紛議をかわして和親条約の調印をへた後、彼は羽田大森辺の警備をも免れて彦根藩がかねて念願とした「古来之通り京都之御守護此上大切ニ相心得」を命じられる。[67] 京都大火による御所の被災はその直前で、[68] 程なくしては気脈を通じる公卿筋から調度品につき「内々御相談」と資金援助を持ちかけられるようになる。[69] 早晩、御所再建の「御手伝」を求められることは明らかで、再建の完了が伝えられてはその心づもりで動くしかなかったろう。こうして表立っては事前に負担に見合う処遇を確保しようとし、自らの来し方の多事を述べて家格相当の官位昇進を願い出る。結果、一二月に入って将軍家近縁の処遇が一巡した月半ば、他の大名若干名とともに「思召」による官位の特例昇進を受け、「家督後未年数も無之、昇進之御沙汰ニ難被及候得共……別段以思召」中将に任じられる。[70] 見返りは年末も押し迫っての「禁裏御所方御普請御用」、つまりは再建費用の分担であった。[71]「前以御昇進之御沙汰等無如才御仕方」とは折からの老中差配を評しての物言いだが、[72] 井伊はこれを待たず自らが動いて「御昇進之御沙汰」を引き出そうとしたのであり、もはや身構えて「相慎居候」保身にはとどまっていなかった。

だがこうした動きは、阿部による堀田の再任が元席の慰撫を兼ね、半ば施政の追認に導くものであったことを物語る。井伊側近の長野義言が異議立てしたのも、そのためであったろう。当時、橋本左内が「彦根人」として名前を録し、[73]

知友との間でも「勢州人と申事」「寵臣にて且國學家之趣」[74]といった話題が行き交うようになった長野は、井伊が「御手伝」について他家を代弁して抗論することがなかった点を難じ、折からの老中差配についても堀田の寄与が乏しく「御英明之御聞有之候而すら、如此無御情御所置」と失望をあらわにする。[75]負担配分の全体を見渡すと、それが何故かは大体察しがつく。御所再建の負担は「内願」した一家と「申渡」を受けた一四家、その内、前者は加賀前田で、これが特例昇進を介したことはいうまでもない。当主の前田斉泰が「中納言」とされ、一代限りではあれ位階はもはや御三家並み、程なくしては城中諸式の格上げとともに「内願之通、金拾五万両上納被仰付、差向京都御造営御用途之方江可被差加」とされる。[76]これを別格として次に一四家が「御普請御手伝」の「申渡」を受けたが、[77]その内で大身は五家で特例の処遇を介したのは井伊と徳島の蜂須賀斉裕、[78]他に一足早く新将軍から偏諱を受けた松江の松平定安もこれに並べることができるかもしれない。とはいえ、五家の内では井伊を筆頭に高松の松平頼胤、伊予松山の松平勝善と溜詰譜代の上席が過半を占め、残り九家は大半が小身で特例の昇進を受けた一例を除いてほとんどは西国筋の譜代外様であった。長野は何よりもまず「御太切之御用向ヲ十四家耳ニ仰出」に不満を示す。だが、その限られた用命は別途の費用補塡[79]や諸大名の震災被害、とりわけ後者との兼ね合いからであって、[80]わずかの例外を除けばおそらくそれ以上の意味はない。問題は頭数よりその内訳、加賀前田が自ら進んでか、いざなわれてか、いずれにしても突出した動きを示し、[81]そうした中で溜詰譜代の上席が押し出されてきたことである。これの難点として即座に目が向くのは、加賀の「金拾五万両上納」が「御用金」供出の基準となり、「十四家」は大身を中心に「少ク共加州之御振合」を強いられる、その金勘定の縛りにある。長野が、内心はともかく、表向きは小身外様の異議立てを招きかねないとして強いクレームをつけたのはこの点だった。だが、阿部が差配しての「御手伝」は実はその域にとどまるものではなかった。

三年の年明けから数ヶ月、金勘定をめぐって慌ただしくなるのは肯けよう。左内は三月も下旬にいたって水戸藩邸の知己を尋ね、月初めに当主慶篤が見聞きしたこととして江戸城内で「讃州（高松松平）福（阿部正弘）と内長談有之候由、其席へ井伊公御加り被成候事有之由」、その数日後には真向かいの高松藩邸から又ぞろ「不時ニ御登営有之」だったことを知らされる[82]。慶篤の話は、江戸入りしたばかりの伊達宗城が島津斉彬の目撃談として聞かされたこととほゞ同じで、宗城はこれを斉昭への処分上乗せ、夫妻ともどもの国元押し込めの密議かと疑っていた[83]。だが、左内は折からの風聞を踏まえて冷静に「此恐くは御用金一條ならん」と記す[84]。既に事情通の友人からは長野の来歴とともに加賀百万石で「拾五万両上納」なら「彦根御用金ハ三十五萬石高へ一割五分之高ニて四萬五千両也」との話を聞かされており、「右ニ付紀伊熊野名目金一萬両借用」の資金繰りも伝えられていた[85]。四月ともなると、左内の知己である水戸の原田八兵衛も高松松平が「御手傳金」絡みで動いていたことを押さえ、その「一万九千九百六十七両」を筆頭に「十四家」すべての供出金額を細かに記すことになる[86]。

だが、額面の定まるこの前後、おまけに水戸が藩内の粛正に踏み出すその最中、阿部の差配の底意が見えてくる。彦根藩では国元や京の出先がかねてから敦賀より琵琶湖への「堀割」「通船路」開削の噂を聞きつけていたが、枢機改編直後の二年九月を迎えては京都町奉行所の現地調査を耳にしてその内実を確かめようとし、以降関係諸藩を含めた探索に動く[87]。そして、年明け三月には、実際に「堀割」絡みで彦根米の京都搬入に不利益となる「北國米京都え御引入」[88]の試みがはじまったことが伝えられる[89]。国元から井伊在府の江戸藩邸へと、前年末に加賀藩から「敦賀問屋共」に廻米「拾壹萬俵」運送の打診があって「引請」となり、「未堀割等出来不申處、加刕表より廻米等之御引合等も有之」「追々米穀下洛（ママ）致可申」との報告がもたらされたのである。火元は何処の誰かと憶測が膨らむが、それだけではなかった。四月も下旬を迎えると、今度は御所再建の「御手伝」を申し渡された譜代の大身を目当てに大坂湾内海防備の運びと

なり、高松・松山両松平もこれに大なり小なり巻き込まれることになる。高松松平には、京都伏見への通船路である淀川の分流木津川の河口砲台二ヶ所について、その完成後の警備担当と完成前の随時出動が命じられる[90]。造築予定の砲台は他に当時の淀川本流下流部で天保山横の安治川河口に二ヶ所、その警備は横浜村近傍の本牧で防備に当たっていた松江松平に委ねられたが、これと入れ替わりの神奈川警備には、一年後に高松・松江両松平への改めての発令に併せて、勝善死亡で当主交代の松山松平が割り当てられる[91]。前後する他の動きに目を向けると一層はっきりするが、どうにも手の込んだ成り行きとなっていた。

一体何が進行していたのか。ここにいたれば、もはや差配の大筋は見当がつく。江戸湾内海と同様に、大坂湾の内海から京都にかけても先ずは譜代の大身を中心に防備と警護の体制を構築しようとし、加えては物流網別途の整備をはかろうとした。そして、御所再建の「御手伝」はその手始めで、いわば職掌や名目等の事前確認となっていた。当然だが、そこで押し出された譜代の名家大身は、多くが江戸にあって大地震にとどまらぬ動揺を強いられる。

「御手伝」において溜詰譜代の上席が押し出されたことは、それ自体としては不思議はない。井伊は勿論だが、高松松平や松山松平についても席次の慣例と実績に見合うものだった。彦根藩は「京都之御守護」初度の対応に追われて井伊参勤の後ろ倒しを願い出た際、準用が可能な先例を引いて「是迄京都上使・日光御名代等御勤之節ニは御参勤御時節御用捨被仰出候形も有之」と述べていた[92]。ここに重大行事として例示される二つは溜詰の譜代が老中に伍する名誉の職掌であり、中でも「京都上使」は将軍の代替わりに「御勤」となる特権的なものであった。そして、そうした儀礼慣習の下で家斉・家慶と将軍職授与の勅使東下を受けてその返礼の上洛を果たしたのが歴代の高松松平[93]、家定への代替わりでペリー再来航の直前に上洛の途に就いたのもやはり高松の松平頼胤であった[94]。松山の松平勝善も「京都上使」の実績を持つ点では同様で、当主となった直後に高松松平他一名の同席とともに先代家慶の代替わりにともな

う返礼上洛の使者を勤めていた。[95] これらの儀礼を担った譜代有力筋が御所再建の「御手伝」を分担することは、十分にその家格職掌に即したものだった。[96]

だが、続けての防備動員となれば話は違ってくる。名目は明らかに領国からは程近くであるにしても、負担に新たな負担の上乗せであれば不満は大きく、時に不安さえ呼びおこす。高松松平について直截の反応を示す材料はないが、[97] 成り行きを知る井伊の程なくの狼狽はこれを裏づける。振り返れば、わずかに遡る二年二月、国元にあった井伊は当時老中在任の松平乗全に「京地ハ追々御警衛も被仰付候處、未大坂海防御手薄と被存候」と書き送っていた。[98] 元年九月にプチャーチンの大坂湾進航があり、これを契機に京都警衛は近隣の譜代大身二家、小浜酒井と大和郡山柳沢が追加され、大坂からの街道口にもやはり近傍の譜代各々の配置が定まった。[99] だが、大坂湾は湾口の両岸に位置する三藩、徳島蜂須賀と対岸の紀州徳川や明石松平に要害への台場築造等が促されただけであり、内海の防備は未だ手つかずであった。[100] こうした中で井伊は「海防御手薄」を指摘したのだが、続けては溜詰譜代からの動員を促して末席の「姫路・桑名抔」を例示し、かなりの踏み込みを見せていた。[101] しかし、間をおいた三年四月、実際の動員となって上席で親密であった高松松平が対象とされると、今度は自身も無縁ではないこととして浮き足立つ。就封で急ぎ江戸を離れた直後の六月に阿部から藩邸に「世上穏ニも相成」として在京人数の削減が伝えられると、[102] 他の警備二家も同様である旨の補足をうけてなお不安が募り、やがて「大坂さへ御固メ出来候得ハ、京地之御固メニも及間敷との御見込ニ相成間敷物ニモ無之と案思過し候」「萬一大坂と持場替抔被仰付候而ハ何共奉恐入候次第」と、阿部への懇願交じりの念押しに駆りたてられたのである。[103]

議論は理詰めで実際的だが、不利益を意識するとそうはいかず、ともすれば大きな振れ幅を示す。珍しくはないにしてもとりわけ井伊に目立って以後に頻度を増すその特徴は、右の過敏に既に十分見てとれる。「堀割」「通船路」開

削をめぐっても、実は似たような成り行きとなっていた。不利益と見て慌てたことは、三年五月の帰封で道中手配の不足をいとわず急遽道筋の変更を願い出たことにも窺える。「堀割」の開削は、「北國米京都え御引入」による米価下落に加えて物流や人流の変化による領内街道筋への打撃とも受けとめられており[104]、帰路を中山道にとって領内湖東の街道筋に回り込み、自らがその影響を目分量しようとしたのである[105]。

井伊は諸侯諮問に際して開国交易を展望する意見書を提出したが、その後もいくどか阿部への上申を重ねていた。前に触れた急場の砲台築造反対もその一つ、しかしこれに先んじてはもう一つ、外国船の進航による江戸湾海上輸送の途絶にも触れ、米穀の備蓄や代替の「陸運送ノ手段」が必要であるとした[106]。目新しい議論ではなかったが、彦根の湾口警備の経験からすれば「萬一相刕沖ニ異船浮置、諸國之廻船ヲ妨ケ海路不通」とは現にまわりが目にしてそれなりの実感をともなう事態であったろう[107]。二年八月の参府を前にした家臣とのやりとりからは、井伊がなお同様の上申を繰り返してその対策を促すつもりであったことが窺える[108]。目を転じれば、大坂湾でも「異船浮置」で「海路不通」はごく普通にありうることで、これに備えた米穀の蓄蔵や代替もしくは複数の輸送路確保が望ましい。日本海の敦賀から琵琶湖北岸への「堀割」開削は、峠越えの陸路整備を含めてそうした輸送路の準備であったろう。先行研究が既に明らかにしているように[109]、当該案件は京都を含む土地〳〵の便宜殷賑を企図していくどか議論され試行されてきたが、大坂湾の内海防備が日程に昇ると「京都御備」の優先事項として押し出され、京都町奉行所の調査を手始めとして逐次その具体化へと向かうことになる。井伊に立ち戻れば、彼が「京都之御守護」を命じられてこうした動きを理解できなかったとは思えない。よしんば理解できず、あるいは不要と判断したとしても、その職掌柄追認が期待されただろう。井伊が国元に向かって湖東の街道筋に回り込んだ丁度その頃、所司代と京都町奉行所とが彦根藩出先の異議立てを受けて「御領分外之義ニて、京都御備之譯柄をも御辨別有之候上は、御差支等は有之間敷義と被存候」と返

したのは[110]、明らかにそういう意味であった。だが、井伊の対応は違っていた。

得をするのは誰か。個別の不利益を意識する中で理解はどうやらそこに収斂し、以降彦根藩上下、わけても井伊とその周辺の執拗な政治工作となる。京都町奉行所の現地調査直後、これを後追いした彦根の探索は硬軟虚実相半ばした。まずは湖北三つの入江湊である海津・大浦・塩津それぞれから越前国境までの路程をたどって「間數之棒杭」を視認し、それとともに当地で「松平伊豆守様」「加州様」「郡山様」等の「領分」が入り組む中、各大名家「出役」の有無や奉行所吏僚への対応如何、さらに各々の村方の受けとめ様を聴取する。また国境の周辺でも聞き込みを行い、奉行所吏僚がその先の小浜藩領に歩を進めて日本海「敦賀湊」にいたる「見分」を試み、これを受けて小浜酒井より「御出役五人様」が出向いて接待となったこと等を伝え聞く。こうした手堅い情報収集の一方で、大津やその先京都の「風聞」が集められ、「堀割」の開削は「京都為御備従御公儀様被仰出候義トハ乍申、内實は若狭様御發起之趣」との当て推量が報告される[111]。そしてこれに上乗せして、「若狭様」小浜の酒井忠義は所司代在勤の頃から「京都御辨理方と申立御目論見之有趣」で、「愚考」を以て算盤をはじけば「御領分御国益」につながるのは間違いなく、そのために今は加賀藩に接近して「加州米之義、近来大坂廻し之船路難船多御座候趣ニ付、右辨理ニも相成候趣ヲ以、内々右筋へも入魂有之趣」との噂話がもたらされる[112]。これらの不確かな「風聞」が、しかし、その年の暮れ、江戸表での加賀藩「金拾五万両上納」と相前後して国元近傍で「敦賀問屋共」に「加州表より廻米等之御引合等も有之」となった時、一気にリアリティを帯びて彦根主従の阻止活動につながっていく。

だが、「堀割」の開削はやはり阿部の差配に負うものだったろう。彦根の探索は早くから開削が敦賀や京都の町衆の「申立」に出ることを押さえていたし、内偵を進めるにしたがって次第に幕府有司の関与をフォローするようにもなっていた。とはいえ、井伊はなお「此度新規之目論見、實はと申セハ下方より申立候義に而、若州之欲心甚手廻り候様

子」と語るのであり、火元を小浜酒井と見ることは少しも変わりなかった。[113] しかし、この間の酒井の処遇をたどると、阿部の手配り抜きにはその変則を捉えることはむずかしい。所司代七年弱をへて溜詰格とされた酒井は、差し当たりは老中をへて同様の堀田ともども政務経験者として溜詰譜代への仲立ちを期待されていたように見える。又先々に再役もありえたことは、堀田がまさに典型で次には酒井もその可能性があり、阿部が病に倒れる直前に殿席を帝鑑間に移されて政務への復帰が降格とはならないように「席直り」、この先おそらくは所司代に「轉役と申風聞」が流れるようになっていた。[114] 実は元年五月の参府からここにいたるまでに凡そ三年、まずは将軍代替わりの「日光御名代」を割り振られてその処遇に同席先任の不満を招き、[115] 以降もなお在府を求められてそのままに右の年数をへることになる。扱いには何らかの含みがあったと見るべきで、二年の就封前四月に阿部から「御人少に付き御暇被下間敷」と在府継続を伝えられたのは[116]京都警衛を命じられてからおよそ半年後、京都近くの国元ではなく江戸にあることが優先されたのはおそらく理由のあることだったろう。九月を迎えて京都町奉行所の調査行となった時、小浜酒井から「御出役五人様」が出張ってそれなりの対応がなされたことは、[117] その意味で示唆的である。同家では翌月下旬に藩士の家禄削減へと踏み出すが、[118] それが開削費用の捻出をも想定したものであったかどうか、この点は定かではない。しかし、一二月の御所再建「御手伝」は相方の「郡山様」柳沢ともどもその負担を免除され、別途「堀割」開削に向けての費用負担が予定されていたことを暗示する。

およそ半年をへた三年末、所司代から京都町奉行所に開削等着工が伝えられると、井伊主従はその阻止に向けて京都の関白や所司代その他へ、さらに江戸の枢機要路一部にも働きかけ、表立った異議立てに踏み出そうとする。しかし、江戸では伝手筋から「福山（阿部）より若州え之内話之趣も薄々傳承り候處、御趣意強く候様ニ御噂も有之由」が伝えられ、[119] 堀田を含む要路筋から慎重論が相次いで様子見を余儀なくされる。阿部の強勢が目を引く中、[120] 井伊が意

識して避けてきた不満や危惧、従って又対抗の気組みを漏らすようになったのは(121)、まさにこれにつれてであった。

注

（1）『藤岡屋日記』第七巻二〇〇～四頁。なお『井伊家史料』第四巻四〇八～一四頁を参照。

（2）維新史料綱要データベース（以下 ISDB と略す）安政三年一月二五日結城寅寿の条イメージ〇〇〇八～〇〇一三。なお一部は五月の処分者と重複する。

（3）『天保明治　水戸見聞実記』（坂井四郎兵衛編、明治二七年／国会図書館デジタルコレクション以下 KDC と略す）二四～五頁。

（4）山川菊栄『覚書　幕末の水戸藩』（岩波書店・文庫版）一五一～八頁を参照。なお、文中では折々に関係者個々の動きが平易かつ公平に記述されている。

（5）『藤岡屋日記』第七巻二〇四頁。

（6）『橋本景岳全集』（日本史籍協会叢書）第一巻一二五～六頁を参照。

（7）（9）同　前　一三六頁、一三九頁、一四一頁、一四六頁。

（8）『故老實歴　水戸史談』（高瀬真卿、明治三八年／KDC）一〇一頁、『幕末の水戸藩』一五四～八頁参照。

（10）『橋本景岳全集』第一巻一七七頁。

（11）「鈴木藤吉郎由緒之事」『藤岡屋日記』第七巻四六〇頁。

（12）ホッブス『リヴァイアサン（一）』（水田　洋訳、岩波書店・文庫版）二〇九頁／参照〝LEVIATHAN THE ENGLISH AND LATIN TEXTS〟edited by NOEL MALCOLM。

（13）『日本思想大系第五六巻　幕末政治論集』（昭和五六年）の「水戸内奏書」解題（七三頁）また同書所収の佐藤誠三郎「幕末における政治的対立の特質」五七二～三頁、吉田常吉『安政の大獄』（平成三年）一五四～六頁・二一〇～一頁。ただし佐藤論文は、斉昭を含む雄藩藩主層全体の朝廷入説を取り上げて攘夷論に関してはあくまで憶測にとどまることを指摘するとともに、これとは別に敵対関係の中で「陰謀論」が優勢となるメカニズムを問題とする。

（14）この間の動きについては、研究の積み重ねによって明らかになったというより『水戸藩史料』上編乾の言及（六四〇～六五八頁）がその大筋を告げ、以降はこれが通説的な理解となって今日にいたるというべきだろう。同書では日本海測量・領事駐在・外国人居

住の対米交渉三案件をめぐる閣内対立とこれを契機に阿部が斉昭の後押しを受けて枢機の改編に踏み出したことが語られる。だが行論で触れるように、史料を細かに追いかけると、どうやら前年半ば過ぎから別案件をきっかけに枢機内部の対立と綱引きがはじまっており、これを踏まえた解釈の上乗せが必要に思える。

(15) 安政二年七月二六日「水戸前中納言殿、平川口より御登城」(『藤岡屋日記』第六巻五〇〇頁)。行論で以下に引用する「近頃は月々三度登城」は「六ノ日」(『水戸藩史料』上編乾三九一頁)とされており、当日は定例の登城日であったが、前日二五日より松平乗全が引き籠もり、翌日二七日より松平忠固が引き籠もり、次にそのまま八月四日に両松平「右願之通御役御免」、翌五日は定例外であったが「今日水戸前中納言殿登城」となる(『藤岡屋日記』第六巻五七一頁)。

(16) 八月十四日「水戸前中納言殿、平川口より御登城、於御座間、御対顔被仰付候趣」で、以上に引用する「仰出」となる(前掲書五七七～八頁)。

(17) 『井伊家史料』第四巻二〇五頁。

(18) 同　前　二〇七～八頁。

(19) 『水戸藩史料』上編乾一四四頁。大名上書は藤堂和泉守高猷のそれで彼は外様だが、斉昭は「同人は御譜代席筆頭にも有之」と記し、安政二年一月一日の家定出御の際には譜代諸大名に列して「御盃頂戴」となっている。この間の事情は今のところよく分からない。なおその上書は『幕末外国関係文書』第三巻二〇〇～一頁。また当時の藤堂高猷の評判については『井伊家史料』第三巻二四二～三頁。

(20) 『水戸藩史料』上編乾一四八～九頁。先立っての議論については同前一四三頁以降を参照。

(21) 『井伊家史料』第三巻三五三頁。

(22) 井伊と松平容保との親しい関係については、『安政の大獄』八〇～一頁を参照。また両者両家が海防「不案内」と見られていたことは『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』(河内八郎編、一九九三年)二八四頁を参照。

(23) 九月頃にまとめた台場の築造反対の上書案は『井伊家史料』第三巻二二九～三二頁。反対は、急場の工事で崩壊破損の不安を残すという点に始まり、主には内海が「干潟遠浅之場所」で軍艦の接近は困難という点を論拠とするが、要は前々年の嘉永三年八月に勘定奉行石河政平を中心としてまとめられた江戸湾視察、これによる防備体制の現状維持論に依拠するものであったろう(「近海巡視の具申」『陸軍歴史Ⅱ』『勝海舟全集』(勁草書房)第一六巻三一三・三三三頁等)。なお、行論で後に述べる大坂湾の内海防備案は、派遣された勘定奉行の川路聖謨が前年視察して程なく閑職にまわされた石河政平の後を受けてまとめたものだが、これも又湾内遠浅を

斟酌した上での簡便な砲台整備と小型船整備のプランとなっている（『幕末外国関係文書』第一三巻九五～一〇三頁）。

(24) 『井伊家史料』第三巻二二七～八頁。

(25) 同　前　二五二頁。阿部から内海台場預かり「持場替之義」の意向問い合わせがなされ、実質的な慫慂があったことは例えば同前二三五頁を参照。決定前はその問い合わせが繰り返され、相当な政治的圧力が加えられたが、井伊がこれに応じることはなかったようである。

(26) 同　前　二三七～八頁。

(27) 同　前　二四五～六頁。。

(28) 『幕末外交関係文書』第二巻五九一頁、第二巻三一二～九頁。たゞし第二巻所収の川越松平建白は主に海岸武備の拡充を説く。

(29) 『幕末外交関係文書』第二巻二五五～九頁、また『井伊家史料』第三巻二〇〇～二一一頁を参照。

(30) 『会津松平家譜』（飯沼関弥、昭和一三年／KDC）二二四頁。なお今のところ引用した要約紹介のみで上書それ自体は確認できず、『幕末外交関係文書』や『藤岡屋日記』第五巻「諸家上書」分冊等に掲載はない。

(31) 『水戸藩史料』上編乾二四五～六頁。なお引用文中の括弧は筆者による。

(32) 『幕末外交関係文書』第一三巻二八九～九一頁、『井伊家史料』第四巻一九五頁。

(33) 『井伊家史料』第四巻二〇五頁。

(34) 『水戸藩史料』上編乾五三～四頁、四九頁。

(35) 『幕末外交関係文書』第三巻五九一～二頁。

(36) 『水戸藩史料』上編乾六五二頁。

(37) 『昨夢紀事』第一巻三三六頁。

(38) 同　前　三一七頁。

(39) 同　前　四〇〇頁。また『水戸藩史料』上編乾七九六～七頁を参照。

(40) 同　前　三九四頁。なお同様の発言は早くから繰り返されており、政務参与とされてからも堀田再任の一〇月中旬からその発言が目立つようになる（同　前　三一七頁）。

(41) 『水戸藩史料』上編乾七五九頁。

(42) 『藤岡屋日記』第七巻八二頁。なお同書一三八頁は、二月二五日付で「水戸前中納言」への「歳暮之御内書」交付を記すが、これは

あくまで「使者」への交付であったろう。

(43) 同　前　四〇～一頁、四九頁。
(44) 同　前　八五頁、一〇九頁。
(45) 同　前　一八頁。また注（48）を参照。
(46) 同　前　一〇六頁、一〇七頁、一一三頁。
(47) 『昨夢紀事』第一巻四四〇頁。
(48) 『斉彬公史料』（鹿児島県史料版、以下すべてこれによる）第二巻一八七項［梵鐘鋳換停止嘆願］（三八四～四〇五頁）に所収の［斉昭公親筆］。当時から多少の間をおいて斉昭が斉彬に一封を送るが、斉彬からの返信はなく、伊達宗紀を間に挟んで事情確認のゴタつきが生じる（『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』三五〇頁）。所収の［斉昭公親筆］はその折の書信かとも考えられるが、今のところ確認はできず、とりあえず補足しておきたい。
(49) 『水戸藩史料』上編乾五九三～六〇九頁を参照。
(50) 『斉彬公史料』第二巻四〇五四〇四～五頁。
(51) 『水戸藩史料』上編乾六一九～二〇頁。なお、ここにいたると実施要領はかなり緩和されたものとなり、「万石以上」の大名は勿論のこと、それ以下の旗本においてすら知行地での裁量と実行が可能になっていた。そのため差し当たりは諸藩が幕府の実施を範例として窺う成り行きとなったが、江戸の震災はその実施を先送りさせ、三年一月の下旬にいたってなお斉昭が「御調中とハ相見え候共、何レ其中ニハ可被仰出歟」（『昨夢紀事』第一巻三九六～七頁）と記すような成り行きとなる。もはや軟着陸は予想されたことで、府内では寺社奉行安藤信正の掛差配により各寺院の申し立てを聴取する措置がとられ、ようやく四月に江戸「十一寺」の梵鐘供出となって一段落を告げる（『藤岡屋日記』第七巻一八九頁）。行論で述べるような「僧侶」らの「さわぎたち」とは無縁であったろう。なお、毀鐘鋳砲が一斉の実行となればどの位の規模であったか、これは当時の『戯算法』と題する算術風刺に示されている。その推定によれば、「諸国寺院本寺」や「古来之名器」を除く毀鐘対象の寺院は「五十二万八千六百五十六」、これによる鋳砲は大砲「五百二十八万」、小銃「二千百十四万」を越える数と弾かれる（『藤岡屋日記』第七巻七九～八〇頁）。
(52) 『斉彬公史料』第二巻三八四頁、四〇一頁。
(53) 『懐舊記事』（濱野章吉編、明治三二年／KDC）六七一頁。
(54) 『斉彬公史料』第二巻四〇二頁。

(55) ISDB 安政三年一月二五日結城寅寿等の条イメージ〇〇三一～二、『昨夢紀事』第一巻三四四～五頁。
(56) (59) ISDB 安政三年一月二五日結城寅寿等の条イメージ〇〇三八～〇〇四五。
(57) (60) (62) 『懐舊記事』六六九～七一頁。
(58) 『幕末の水戸藩』二三八頁。
(61) 『昨夢紀事』第一巻三九一頁。
(63) 『藤岡屋日記』第七巻一二〇～一頁。
(64) 『昨夢紀事』第一巻四〇五頁。
(65) 例えば、斉昭は「第一閣（堀田）云々、是は溜詰相勤、高松と懇意ニ候半故高松の方を尤と存候半」（『昨夢紀事』第一巻四二三～四頁）との憶測を語り、あるいは「近頃連枝高松よりの頼ニて一閣互ニ出会有之よし」との伝聞を記す（同前四五一頁）。又、その頃、左内もおそらくは水戸藩邸からの「伝聞」として「第一閣ト讃州と近来益入魂之為體、幕よりも親族同様往来有之候て不苦旨内命有之候由」と国元に報知する（『橋本景岳全集』第一巻二七頁）。ちなみに、高松の松平頼胤は家斉の娘を正室とする姻戚筋であって実際の家定「親族」に他ならず、その上でなお「親族同様往来有之候て不苦旨内命」があったとすれば、いずれ行論で後述するような家政向きの事情が関係していたと思われる。なお阿部に関係しては、斉昭さへ「勢州（阿部）より拙老（斉昭）迄書通有之候處、全く奸人の説信用の書ニ候得共……」との受けとめ様をするようになり（『昨夢紀事』第一巻四一〇頁）、それ故にまた周辺にもあれこれの憶測が広がる。
(66) 同　前　四〇三頁、四三九頁。
(67) 『井伊家史料』第三巻三三〇～一頁。
(68) 『孝明天皇紀』第二巻二一〇～二五頁、所司代「脇坂安宅日記」による被害総数及び火災の概略については同書二一九～二二頁。又『井伊家史料』第三巻三五一～二頁を参照。
(69) 『井伊家史料』第三巻三五三頁。
(70) 同　第四巻三二六～七頁。
(71) 同　前　三四四～五頁。
(72) 同　前　三七二頁。
(73) 『橋本景岳全集』第一巻一五〇頁。

(74) 同　前　一二六頁、八一頁。
(75) 『井伊家史料』第四巻三七一～三頁。
(76) 『藤岡屋日記』第七巻五二頁、六三～五頁。前田斉泰は家斉娘が正室で将軍家定の姻戚筋に当たる。おそらくその縁もあって当人限りとして「出格之思召を以、被任中納言候」とされたが、その昇進は武家の慣例によりさしあたりは定員外の権官、権中納言への任命である。
(77) 同　前　第七巻七五頁・『井伊家史料』第四巻三四四～三四六頁。
(78) 蜂須賀斉裕は家斉実子で将軍家定の叔父、外様ながら殿席は家門の大廊下で一二月上旬にその嫡子への松平賜姓が「仰出」された（『藤岡屋日記』第七巻四四頁）。
(79) 江戸湾台場造築費用の転用で急場に対応し、続いては商人への御用金課金が行われた（『徳川制度』［岩波書店、文庫版］下巻二六四～七頁）。
(80) 年末の二九日、江戸城や社寺霊屋、街道筋等の震災被害について各大名家に「御手伝」を求めるのが慣例のところ、今回はそれが免除される旨の布令が出され（『藤岡屋日記』第七巻七六頁）、それとともに翌三〇日には京都御所「御普請御手伝」の一四家に対して右にも拘わらずこれがその例外中の例外であることが念押しされた（『井伊家史料』第四巻三四六～七頁）。
(81) 前田斉泰が老職に財源の手当を求めた一文からは、藩邸の評議が分かれてようやく「何れ御手伝逃れ難き模様に相聞え、遮而願出候方可然」との判断がまとまり、「内願」しての「上納」となったことが分かる（『加賀藩史料　幕末編上巻』七五三～四頁）。「御手伝逃れ難き模様」とは、公家上層とのつながりがあったからか（次に触れる蜂須賀斉裕と同様に関白鷹司政通の親戚――姻戚筋にあたり、京都守護の拝命を画策したとの噂も流れていた［『井伊家史料』第三巻三七五～六頁］）、しかしおそらくはそれにもまして江戸で官位昇進等の働きかけに出ていたからだろう。将軍の代替わりにともなう近縁筋の処遇がこの年まで繰り延べされ、震災にも拘わらず暮れにその実施となった時、御三家は勿論のこと、外様の血縁や姻戚の間にもエントリーを競り合うような動きが生まれていた。斉昭実子の一連の慶事が前者の現れだとすれば、後者にあっては、注（78）で触れたように蜂須賀斉裕が嫡子への松平賜姓を取りつけて殿席大廊下継承の道筋をつけようとしており、家斉の娘を正室とした斉泰も特例昇進「仰出」の文言やその後の威儀格式をめぐる交渉から推して明らかに今一段の処遇を模索していた。阿部はこれらに応じて「御手伝」の受諾をとりつけたのであり、その限りではまさしく「前以御昇進之御沙汰等無如才御仕方」であった。しかし、江戸藩邸のこうした動きとは別に、加賀藩においては財務筋が一連の経費膨張をうけて「大坂表に而十万両調達」等で商人交渉を重ねており（『加賀藩史料　幕末編上巻』七八九～九〇頁）、

これがどういった動きとつながったかは不明だが、後述の「堀割」開削問題とのつながりをも想像させる。

(82)(84)『橋本景岳全集』第一巻一三一頁。
(83)『昨夢紀事』第一巻四四〇～一頁・四四八～九頁。
(85)『橋本景岳全集』第一巻一二六頁。
(86)同　前　一三六～七頁。
(87)『井伊家史料』第四巻二二四～二二五頁、二五〇～二頁、二五九～二六八頁。なお九月末の京都町奉行所「見分」には既に「若州様（小浜藩酒井忠義）より御出役両人御附添竝京都御頭衆貳人御見分先ニ御加り被成候由」との地元筋の「申立」があったとされる。そして一〇月の国元の筋奉行（郡奉行とほゞ同じ、彦根では南・中・北の筋奉行が藩内統治を担当）から藩邸への用状には、「一昨年以来其筋へ御内問」に動いてきたが、ここに来て京都町奉行所「見分」を追うと、やはり小浜藩酒井家が「目論見候根元」ではないかとする。
(88)同　前　二六〇頁、三四九頁。
(89)同　前　三八二～五頁。
(90)ISDB 安政三年四月二八日の条イメージ一〇三〇～一。
(91)同　安政四年四月二八日の条イメージ〇八二四～五・〇八三一二。また『井伊家史料』第五巻一六四～五頁。
(92)『井伊家史料』第三巻四三九頁。
(93)(95)『続徳川実紀』（新訂増補　国史大系）第一篇二三頁、第二篇三三八頁。
(94)安政元年正月五日に「京都江御出立」、二月一八日帰府「御目見」で「正四位下」に昇格となる（『藤岡屋日記』第六巻九五、一一二頁）。
(96)朝廷には所司代―伝奏を通じて普請「御用」の「面々」が伝えられ、改めて「禁裏ヨリ拝領物之儀」の手配となる（『孝明天皇紀』第二巻五二二～四頁）。
(97)安政四年四月時の改めての任命の折には、井伊に対して拝命あって多忙の旨を語り、同時に「正四位上」への昇格を受けたことを伝えている（『井伊家史料』第五巻一六五頁）。なおこの折に松江の松平定安は少将に昇進となる（ISDB 安政四年四月二八日の条イメージ〇八二五）。
(98)(101)『井伊家史料』第四巻五六頁。

(99)『井伊家史料』第三巻四八四～四九四頁。なお井伊は家老に対して「若狭・郡山両家は御警衛と有之、當家は御守護と有之候所肝要之義」とし（同前五〇〇頁）、自らの職掌上の優位を明示することが重要であるとした。

(100) 原剛『幕末海防史の研究』（昭和六三年）二八～三二頁、一六六～八一頁。なお、同書は内海砲台築造を大坂城代への発令を引用して安政三年七月一八日とするが、同年四月の発令は差し当たり大坂町奉行を掛としてのもの、おそらくその調べを受けて大坂城代への発令となり、砲台の完成を受けて四年四月の改めての動員発令となったと思われる。

(102)『井伊家史料』第四巻四二一～六頁。

(103) 同　前　四三八～九頁。なお、これは草案だが、その提出があってなお念押しがされたことは翌四年正月に阿部に宛てた書状（案）の追白に「先達相願置候大坂一義も御含置被下候御義と難有奉存候」と記されていることから窺える通りである（同第五巻一四頁）。

(104) 同　第四巻　二六〇頁・二六二頁、三五〇頁。

(105) 同　前　三八九頁、四〇二～三頁。なお前年の安政二年はかなりの折衝をへて八月までの参府延期にこぎつけていたが三年の就封は定例の五月（『藤岡屋日記』第七巻二三〇頁）、四年参府はまたぞろ八月で（同前六一二頁）、この間にどのような折衝があったのかは今のところよく分からない。

(106)『井伊家史料』第三巻二二〇～一頁。

(107) 折からの家臣上書には、伝え聞くこととして嘉永二年の英国船マリナー号来航時、漂流日本人も同乗していて相手方も江戸湾乗り入れが海運停止につながることを知っていた旨の指摘がされている（同　前　二二三頁）。

(108)『井伊家史料』第四巻二〇〇～四頁。なおこの家臣宛の書信では、阿部に「申立」の心づもりであること、さらに現在は外様も含めて諸大名の将軍への意思疎通が困難であることへの不満が述べられており、こういった話が程なく他に伝わって堀田老中再任をめぐる井伊建白の噂につながったのかもしれない。彦根藩士の一人が幕府の遠州中泉代官であった林伊太郎と交流を持ち、水戸藩シンパの「有志」連との情報流通があったことは、この年の暮れに林から橋本左内に宛てた書信に窺える通りである（『橋本景岳全集』第一巻八一頁）。

(109)　前号参照の鈴木英樹「「京都御備」としての安政期の湖北通船開鑿事業」『人文学報』第一〇四号（二〇一三）が代表例で、他に運河開削の研究蓄積や通史を追った上でその含意を押さえたものとして杉江　進「琵琶湖――敦賀「運河」計画の再検討」『交通死研究』六四号（二〇〇七）。なお彦根藩の史料に拠っては『安政の大獄』九一～一一六頁が最も詳細で、他には渡辺政則・桜井邦夫「敦賀―湖北間運河開鑿問題について～井伊家史料を中心に～」『駒沢大学史学論集』第八号（一七八七）。

(110)『井伊家史料』第四巻四一五～六頁。なお彦根藩の異議立ては二年一二月に京都町奉行所に提出された（同前三四九～五一頁）。

(111) 近江東北の伊香郡二村の庄屋で彦根藩筋奉行の下で用掛をつとめる両名が「通船路一件」につきかねてから「内間」を重ねてきたとした上で京都町奉行所の現地「見分」があったことを伝え（『井伊家史料』第四巻二二四～五頁）、程なくその後追い調査に動いて報告書三通をまとめる（同前二六一～八頁）。行論はその三通の概略であり、内一通に大津や京都での「風聞」が記載されている。

(112)『井伊家史料』第四巻二六三～四頁。

(113) 同　前　四七四～八頁。

(114) 同　第五巻一六七頁。なお四年の年明け早々から「所司代若州之得手之義、自然再役も難計趣風聞」があったらしい（同前八三頁）。

(115) 同　第三巻四二四～五頁。

(116) ISDB 安政二年四月一五日条イメージ七二八。

(117)『井伊家史料』第四巻二六二頁。

(118) ISDB 安政二年一〇月一九日条イメージ四五一～七。

(119)(120)『井伊家史料』第四巻五三四頁。

(121) 同　第五巻八三～四頁。襲封前は江戸湾口警備動員の直後に阿部への強い不満を語っていたが（『安政の大獄』一二～三頁）、襲封後は意識して抑制的であったように見える。